

目 次

○第1号（7月29日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議案第49号 榛東村長の給料の減額に関する条例の制定について	3
日程第 4 議案第52号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負 契約の締結について	7
日程第 5 議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号） について	13
日程第 6 議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）につ いて	13
閉 会	18

令和 4 年 第 5 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

7 月 2 9 日 (金)

令和4年第5回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和4年7月29日（金曜日）

議事日程 第1号

令和4年7月29日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 会期決定について
 - 日程第 3 議案第49号 榛東村長の給料の減額に関する条例の制定について
 - 日程第 4 議案第52号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負契約の締結について
 - 日程第 5 議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 日程第 6 議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 局長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより令和4年第5回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

4番波多野佐和子議員、5番中島由美子議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第5回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 議案第49号 榛東村長の給料の減額に関する条例の制定について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第49号 榛東村長の給料の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

大分、今日も暑くなるようでございます。どうか皆さんも、体には気をつけて遂行してもらいたいというように思います。

議案第49号 榛東村長の給料の減額に関する条例についてご説明申し上げます。

このたびの職員2名による職務上の非違行為により、村行政全般の信用を大きく失墜させてしまった、その責任を、重大に受け止めているところでございます。ご迷惑をおかけした関係各位に改めて謝罪をしたいというように思います。

私自身の給料について10分の1を減額することとし、本条例案を提出いたしました。

ご審議の上、よろしくお願い申し上げます。それでは、よろしくお願い致します。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑に関しては、議案第49号に関する質疑をお願いいたします。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいまの榛東村長の給料の減額というのが提案されましたけれども、職員の非違行為ということで、懲戒処分の基準を見ると、これが公印の詐欺使用に当たるのか当たらないのかということ、どのように村長は非違行為として認定したのかということと、あと、議員として私ども聞いておいたのは、非違行為があったというところまでなんです、その後、県に、国にこの補助金の支払いが有効か無効かというのを聞いていると新聞報道でありましたけれども、それはどうなっているのかご説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時34分休憩

午前9時35分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 1問目でございますけれども、村のその懲戒処分の基準に、今ご指摘いただいたように、今回の件については標準例としては載っていませんでした。ちょっと今、資料が手元がないので、正確な名前は分からないんですけども、国家公務員のその処分基準にはそういった項目ございましたので、それに照らして、処分の量刑というんでしょうか、それを判断したというところでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 中島議員の後段の質問について申し上げます。

なお、もちろん、議会答弁でございます。まずは所属長といたしまして、今回のこのことについて深くおわび申し上げます。

後段の国・県の補助金の取扱いについてでございますが、新聞報道と同時に、国・県のほうと相談

をしております。8月に事務監査がございまして、そのときに判定がなされるということも言われております。

以上でございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 8月にならないと結果が分からないということでございましたけれども、今回、いろいろな案件があって、全て村長が責任を取られるということでこのような条例が提案されたんだと思いますけれども、服務規程とか専決規程等、財務規則等を見ますと、この金額ですと、村長でなくて副村長だったりするのかと、上司の命を受けて事務をつかさどるという規定になっておりますから、村長が責任を取ればいいというものではないかなとも思うんですけども、そこら辺について、行政処分審査委員会が開かれたということですが、その諮問は、村長のほうが自ら、職員2名はそういうこと、村長については全て村長責任ということで、減給10分の1か月ということで諮問されたんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 職員の行政処分審査委員会につきましては、あくまでも職員の処分に関して村長から諮問がなされたということでございます。村長の責任ということについては、ご自身が判断されたというところでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 村長の責任とご自身で判断されたということで、このような条例、受け止めたいと思います。

その中で、最後の質問でございます。

職員の職の設置に関する規則というものがございまして、事務職員の主事は、「上司の命を受け、事務をつかさどる」、課長については、「上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する」ということがございます。今回、村長のご検察によりこのような処分が行われ、ご自身もということでございますので、ぜひこういったものというものを考え、職員は一生懸命やった、やりたかったという気持ちがあるのかどうか、議員の立場として聞くことはできませんけれども、職員がやりやすい環境になるように、今後、やりやすい環境であったけれども、それでもこういうことが起きてしまったのかどうかということ、今後について、村長より一言お願いします。

○議長（小山久利君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） この内容については、中島さんは内容をご存じだというように私は今の質問からうかがったところですが、職員がこのような処分を受けたからには、その職員が何をしたかということが、これはそう簡単なものではございません。簡単なことではなく、自分でこのような言葉は悪いんですが、悪事を働いたと。内容については、全然規範とか、そういうものを、私のはんこを含めて、これを起案のところへ全てはんこが押してあるようなごとくやった、この内容についてそう簡単に我々としても見過ごすわけにいかないということで、この処分をさせてもらい、そしてこれを、しばらく、私自身もはっきりと内容を全て分かっていなかったんですけども、こういうことをする、させる職員に対しても、私自身が目の配りようが足らなかったのかなということで、私自身の処分としてこの減給をさせてもらっているところです。これは、今までもそんなことがあったのかどうかは分かりませんが、絶対こんなことはあってはいけないこと。逆に言うと、村民に対しては、本当に私も心から謝らなけりゃいけない。

逃げじゃないんですけども、どう見てもこれは今、副村長とか、そういう人たちに対する云々というのが先ほどありましたけれども、私自身が見させてもらって、そういう人たちは、一切これは分からない。職員の指導をこれから一生懸命していかなきゃならないということがありますので、もう今までそんなことをしてきた人がいれば、よく反省してもらいたい。そういうことを含めて、私自身の自分の反省を含めて、やらせてもらったところです。

以上です。

○議長（小山久利君） 1番齊藤議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 先ほど、話を課長のほうから聞きまして、まだ正確にどの程度の罪名になるのかというふうなことが確定されていない。8月にそれが確定して、最終的な結論が出てくるというふうなことを話されましたけれども、今回の村長の処分に関しては、自己判断による処分というふうな私は位置づけで、今現在受け取っています。もし、確定後、県庁のほうから罪名が確定した内容、現在、村長が想定している以上のその罪の重さになった場合に、追加で責任の所在を明らかにするという事は考えているのかどうか。村長、お答えください。

○議長（小山久利君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） その内容については、その内容をよく精査しながら検討はしたいというように思います。しかし、ここで早くそういうことをやっておかなければ、村自体が何を考えている、何を思っているんだということを言われてもやむを得ないということで、速やかに私自身もやったところですが、この内容については、委員会を設けて、その中で検討をしてもらった内容でございます。しかし、これから、先ほど課長が話しましたけれども、内容がいろいろなものに絡んできたり、私含めて管理職の責任もいろいろ考えなきゃならないということになれば、これは再度検討はしたい

というように思います。今までこんなことがあったこと自体が違っているんで、もうそれを直すためにも私もやらせてもらったところですけども、よくみんなで反省しながらやっていきたいというように思います。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第49号につきましては、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第49号 榛東村長の給料の減額に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第52号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負契約の締結について

○議長（小山久利君） 日程第4、議案第52号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） それでは、議案第52号について説明を申し上げます。

議案書は10ページ、議案参考資料は9ページでございます。

榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称でございますが、令和3年度（繰越）榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事。

契約金額につきましては、1億6,049万円。

契約の相手方は、本村新井に所在します岩崎建設株式会社代表取締役、岩崎良治。

契約の方法につきましては、指名競争入札で行いました。

工事の概要でございますが、公民館及び学校給食センターの建設のための敷地造成工事。第1期工事といたしまして、約1万8,000平方メートルでございます。撤去工、それと造成工、擁壁工、柵工、取水工・用水迂回工等を実施するものでございます。

工期につきましては、契約の日から令和5年3月15日までというものでございます。

ご審議の上、お認めくださいますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま、工事の概要、擁壁撤去工、造成工といろいろありましたけれども、この中に、外部の草刈り、沿道部分、今までは耕作者が草を刈ってくれたあぜという部分ですかね、非常に伸びていて、近所の人たちと通学する子どもたちに迷惑がかかっているんじゃないかなと思うんですね。その費用も雑工として入っているんだらうなと思っておるんですが、それについてちょっとお願いします。

それとあと、予算措置の中で、これは補正と繰越ということで同額になっているかと思うんですけども、予算額は幾らだったのかちょっとここで、その2問お願いします。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時48分休憩

午前9時55分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほどお尋ねのございました繰越しの金額等の関係でございますが、3年度から4年度に繰り越しました複合施設整備事業の関係は、3億5,561万3,000円でございます。ただ、この金額の中には、今回の造成工事のほか、農業用水、それから上水の移設・新設等も入ってまして、まだこれについては発注をしておりませんので、残額等でこれらの工事費を発注する予定でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 足達教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） もう一つのご質問ですけれども、草刈り等の雑用については、雑工としては積み上げはしてございません。ただ、敷地内につきましては、業者のほうで草刈りをするものと考えております。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、休憩いただきまして、明快に答えていただいて、ありがとうございます。

なぜそういう質問をしたかといいますと、入札執行を見ますと、落札された方が約、一番高い方からすると、13%近く少ない金額で落札をされていると。

敷地内という考え方ですけれども、田舎は敷地内プラスそのあぜというような考え方があって、中学校の生徒たちが通るのに、今まできれいだったのが、村が工事することによって、今、ひどい状態になっていると、近隣の村民からも多分いろんな議員さんにお話があると思いますけれども、そういうものを考えて、この業者さんにしっかりしてもらうには、そのような積み上げも必要だったのではなかろうかなということ質問させていただいた次第です。中学校の近くだけに、そのような配慮を今後していくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 足達哲也君発言〕

○教育委員会事務局長（足達哲也君） ありがとうございます。

確かに、子どもたちが通る場所ですので、安全の確保の面からも、そのようなところ、十分教育委員会としても考えていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 今、教育委員会のほうではあったんですけれども、ちょっと紹介を遅れたんですけれども、そういう苦情が行ったところ、建設課の職員が今のところ、道路の端ということで刈ってくれたということで、感謝の言葉もありますので、もし教育委員会、予算で間に合わなかったら、教育委員会の職員のほうでご対応していただくこともあるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小山久利君） 中島議員、その質問は、この議題と関係ないと思うんですが、草刈りのことは、村道の路線の廃止もしているんで、工事区画は一括で工事業者に管理する責任があると思うので。

通学路に対しての草刈りでしょう。この予算とは特段関係ないと思うんですが。

[発言する声あり]

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時59分休憩

午前10時3分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。

6番生方議員。

[6番 生方勇二君発言]

○6番（生方勇二君） 2点ほど質問をさせていただきます。

まず、先ほど、課長の説明の中で、入札方式は指名競争入札という説明をいただきましたが、当然、この指名につきましては、入札審査会等が行われて決定しているものだと思いますけれども、どのような基準で選定をされているのか、それをまず質問いたします。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

[副村長 倉持直美君発言]

○副村長（倉持直美君） 指名委員会の委員長として、お答えをさせていただきます。

これだけ大きな工事ですので、どの業者を指名するかというのは十分協議をしながら、選定を行いました。

一番の基準は、県のAクラスをまず選定させていただきまして、村の企業育成という意味で、村内の業者の中でも県の指名のBクラス以上というのを基準として、選定を行いました。村内のBクラス以上というのは、ここに載っております4社であります。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

[6番 生方勇二君発言]

○6番（生方勇二君） ただいま、副村長から選定基準について説明いただきましたけれども、この業者選定について、これだけの金額ですので、特別共同企業体でもいいかなというぐらいの村とすれば額になるんですが、この入札に関しての選定の中で、業者の経営審査、いわゆる経審ですね、あるいはコリンズ等の活用はされているのか伺います。

○議長（小山久利君） 副村長。

[副村長 倉持直美君発言]

○副村長（倉持直美君） 先ほども申し上げましたとおり、経審等で十分県のほうで審査して、県のほうでA、B、Cのランクづけを行っておるということでございますので、それに基づき、Bクラス

以上というのを選定させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 6番。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） それでは最後に、1点だけちょっと確認をさせていただき、Bクラス以上という説明があったわけですが、このBクラス以上ということになると、榛東村では1億以上でも該当するという事によろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 金額は定めてはおりませんが、当然、県の基準で、Bクラス以上というのは幾ら以上の工事はBクラスで請け負えると、幾ら以上から幾ら以下なら工事を請け負うことができるという基準があります。そして、その上にAクラスも、村内の業者が入っておる会社もあります。この会社は、金額は定かでないんですが、3,500万以上の工事はAクラスというような県のほうのランクづけがなされております。それに基づき村のほうでは、県のほうのそれだけの経審等十分審査した中で、県のほうがランクづけをしておったものを利用させていただいたということでもあります。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

12番南議員。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 12番南千晴でございます。

工事概要等、議案の参考資料等にもありますけれども、今、資機材の高騰等でいろいろ入手が難しく、工期が延びるような、そういった工事等も、村だけではなく、今、全国的にでありますけれども、そういったことがございますけれども、今回に当たりましては、工期が来年の3月15日ということで、工期内で予定どおり終わる見込みなのか、その辺の資機材等、造成工事ありますけれども、擁壁等、ほかにも材料等も使う部分もあるかと思いますが、その辺の見込みがどのように考えてあるのか、もしかしたら延びてしまうような可能性もあるのか、今の段階でもし分かりましたら、教えていただければと思います。

○議長（小山久利君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 現場管理につきましては、群馬県の技術センターにお願いし、現場管理を実施していただきます。そして、技術センターの設計監理ももうしていただいておりますが、この中で、技術センターのほうで十分この工期なら完成ができるということで、設定をさせていただきました。

以上です。

○議長（小山久利君） 12番。

〔12番 南 千晴君発言〕

○12番（南 千晴君） 村にとっても大きな工事でありますし、村民も非常に興味を持って、新しいのができるのを楽しみにしているものでありまして、本当に工期の中でしっかりと工事をしていただくことが重要だと思っておりますけれども、副村長のほうから、県の技術センターのほうに現場管理をしていただくということではありますが、村のほうとしてもしっかりとその辺、工事の進捗状況、進行状況等もチェックしながらやっていくべきだと思っております。

そういった中で、先ほど、生方議員の質問の中で、県のAクラス以上を基準として指名しているということでもありますけれども、その他の村の工事についての契約とか、そういった内容も県に準じてやっているということなのか、そこを再度確認させていただければと思います。

○議長（小山久利君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 村の発注の工事につきましては、県の審査ほど厳しくは設定はしておりません。村内企業育成という意味合いからも、村の発注するものについては、ある程度村内業者を中心として選定しておるということでございます。ただ、防衛の事業とか、今回のような大きな工事につきましては、それなりの経営規模のしっかりした会社ということで、選定はさせていただいております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第52号につきましては、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第52号 榛東村防災中枢機能施設整備事業敷地造成工事請負契約の締結について、原案のとおり

り可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）
について

◎日程第6 議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）
について

○議長（小山久利君） お諮りいたします。

日程第5、議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）及び日程第6、議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、関連がございますので、会議規則第34条の規定により、一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、日程第5及び日程第6を一括議題といたします。

初めに、日程第5、議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

[上下水道課長 富澤光彦君発言]

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

改めまして、令和4年7月6日付、職員懲戒処分につきまして、所属長として深くおわびを申し上げます。

今回提案をいたします補正内容は、未払いとなっております工事請負費の予算化でございます。

議案書6ページをご覧ください。

第1条、当該補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条として、既決予算で定めました収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、既決予定額5億5,265万6,000円、補正予定額1万4,000円、計5億5,267万円。第2項営業外収益、4億5,175万3,000円、1万4,000円、4億5,176万7,000円でございます。

支出、第1款下水道事業費用、既決予定額4億3,518万円、補正予定額1万4,000円、計4億3,519万4,000円。第2項営業外費用、5,695万3,000円、1万4,000円、5,696万7,000円でございます。

議案書7ページをご覧ください。

第3条、既決予算で定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款資本的収入、既決予定額2億2,076万2,000円、補正予定額85万6,000円、計2億2,161万8,000円。第3項補助金、1億5,061万5,000円、85万6,000円、1億5,147万1,000円でございます。

支出、第1款資本的支出、既決予定額3億3,823万8,000円、補正予定額85万6,000円、計3億3,909万4,000円。第1項建設改良費、1億559万7,000円、85万6,000円、1億645万3,000円でございます。

第4条は、既決予算で決めました一般会計補助金の総額を補正するものでありまして、これを4億5,889万円に改めるものでございます。

提出日は、本日、令和4年7月29日でございます。

続きまして、議案書8ページが収益的収入及び支出の説明書でございます。

収入は、全額が他会計補助金、支出は、その他雑支出として、遅延利息を計上させていただいております。こちらの遅延利息は、後ほど説明をさせていただきたく存じます。

続いて、議案書9ページでは、資本的収入及び支出の説明書でございます。

収入は、こちら全額が他会計補助金、支出も、全額が工事請負費でございます。

工事請負費の内容をご説明申し上げます。

当課におきまして、小規模工事の事務を担当した際に、2件、計85万5,800円を未払いのままとしている状態でございます。

本来、予算は、会計年度独立の原則がございまして、当該年度の歳入歳出は当該年度に終わるとの考え方がございます。しかしながら、今回の案件は、令和2年度及び令和3年度に行われた工事でございます。そのため、地方自治法施行令第165条の8に規定されております過年度支出の適用により、予算計上をさせていただくものです。

次に、遅延利息ですが、本村で使用しております群馬県建設工事執行規程中の請書の条項の中に、本書に定めのない事項については、建設工事請負契約約款の定めによると規定されております。そして、当該の約款第42条第3項に、発注者、つまり、村のことでございます。発注者の責めに帰すべき事由により請負代金の支払いが遅れた場合においては、発注者、つまりこちらが債権者となります。支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じて、支払遅延防止法の規定に基づき、定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができますと規定しております。こちらを計算いたしますと、未払い金額、遅延日数、それから財務省告示による遅延利息の率が年2.5%でございます。これによりまして、1万3,100円、補正予定額といたしましては、1万4,000円となるものでございます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、この規定は、債権者が工事請負費のほかに遅延利息を請求することができるという規定内容となっておりますので、予算化が認められた後には、債権者に対し謝罪をするとともに、しっかりと説明をいたしたいと考えております。

議案参考資料のほうは7ページでございます。

7ページには補正予算の概要が書かれており、8ページには、補正予算の実施計画でございます。

改めまして、このような補正議案書を提出いたしますことを深くおわび申し上げます。今後、このようなことが起こらないように、服務規律を徹底するとともに、公営企業部局におきましては、主担当はもとより、副担当者を指名し、進捗状況を報告させる。また、公印取扱者を限定するなどして、再発防止に努めてまいり所存でございます。

以上で提案説明を終了いたします。慎重審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 続きまして、日程第6、議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。

議案書につきましては3ページ、それから、議案参考資料につきましては2ページ、ご覧ください。本日は、議案参考資料にて説明させていただきます。

一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出それぞれ87万円を追加し、総額を64億6,609万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、先ほど説明がありました下水道事業会計における過年度支出等に対応するための公営企業補助金の計上でございます。

歳入であります。20款1項財政調整基金繰入金87万円。

歳出、6款1項下水道事業会計費（農業集落排水事業）、同額の87万円でございます。

榛東村一般会計補正予算（第5号）の説明は以上とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番齊藤議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 議案第51号に関してなんですけれども、先ほど、レート、利率が財務省で0.25、0.5%、どちらでしたか、0.25。0.25ね。

〔「2.5パー」の声あり〕

○1番（齊藤将史君） 2.5パーね。失礼。

〔「年率2.5パー」の声あり〕

○1番（齊藤将史君） その年率2.5%というふうなことを課長のほうから聞きましたけれども、事件発覚から今日に至るまで、財務省でこの2.5%の利率の変更等々があったのかどうか、もしなければ、業者にとっては不利益を被るような状態にはならないですけれども、もしその期間に利息の変更等々があるのであれば、業者に不利益を被るような事態にもなりかねないと。その件に関して、課長のほうから回答をお願いしたい。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） ただいま、遅延利息の率、財務省告示2.5%につきましてのご質問がございました。

こちらのほう、確認をいたしましたところ、最新のものが令和3年3月9日告示でございました。そのため、この事件が明白になったとき以降、2.5%の率は変わっておりません。

以上です。

○議長（小山久利君） 齊藤議員、よろしいですか。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 結構です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま、51号と企画のほうからあったんですけれども、他会計の繰入金というのは、下水道会計では補助金という扱いで、従前も、この同様の工事の場合には補助金という受入れで、今までもこれたくさんあった事業ですよという、前の工事費と別の扱いではなく、同じ扱いであるかどうかということを1つお願いします。

○議長（小山久利君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 先ほど申しあげました当会計におけます他会計補助金についてのご説明を申し上げます。

令和3年度までの特別会計並びに水道事業会計なんですけれども、こちらのほうは、他会計繰入金、水道会計から見た場合の歳入名称は、他会計繰入金でございます。しかしながら、4年度から下水並びに上水道ともに公営企業化が図られまして、その際に国・県から、その場合の一般会計からの繰入金のごときは他会計補助金、一般会計補助金として扱いなさいという通知が出ております。

以上でございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 私ども議員には、7月8日、安倍さんが撃たれるちょっと前に全員協議会が開かれて、かなり細かく状況を村長のほうから説明をいただいたんですけれども、全部で3件という数字が上がってきていますけれども、そのうちの2件という支払いの補正予算だと思うんですけれども、いろいろあると思いますけれども、これで全てという考え方で、過去のものと言うとおかしいんですけれども、一旦区切りがつくのか、また今後も出てくるのかという可能性についてお答えください。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 過日の全員協議会で私が説明申し上げた際に、金額を申し上げたのが多分3件ということだったんだと思うんですけれども、その3件のうち1件は、支払遅延ではあったんですけれども、既に支払い済みであるということでございます。未払いは2件ということでございます。

○議長（小山久利君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号及び議案第50号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第51号及び議案第50号につきましては、委員会付託を省略いたします。

日程第5、議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第51号 令和4年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第50号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎閉 会

○議長（小山久利君） これで、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第5回榛東村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時32分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 波 多 野 佐 和 子

榛東村議会議員 中 島 由 美 子